

・児童扶養手当・

この手当は、父母の離婚や死亡などによって、父又は母と生計を同じくしていない児童や、父又は母が重度の障害の状態にある児童について、心身ともに健やかに育成されることを目的として、父母等に支給されるものです。

・特別児童扶養手当・

この手当は、精神または身体に障害を有する20歳未満の児童について、福祉の増進を図ることを目的として、父母等に支給されるものです。

・特別障害者手当・

この手当は、精神または身体に著しく重度の障害を有する20歳以上の方に、福祉の増進を図ることを目的として支給されるものです。

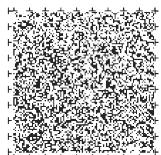
・障害児福祉手当・

この手当は、精神または身体に重度の障害を有する20歳未満の児童に、福祉の増進を図ることを目的として支給されるものです。



令和6(2024)年4月

栃木県



・児童扶養手当・

どのような人が手当を受けられるのですか？

日本国内に住所があるて、次のいずれかに該当する18歳に達する日以後最初の3月31日まで（政令で定める程度の障害を有する児童は20歳未満）の児童を監護している父又は母、父又は母に代わって児童を養育している人が、手当を受けることができます。（父は生計を同じくしている場合に支給されます。）なお、外国人の方も支給対象となります。

- 1 父母が婚姻を解消した児童
- 2 父又は母が死亡した児童
- 3 父又は母が政令で定める程度の障害の状態にある児童
- 4 父又は母の生死が明らかでない児童
- 5 父又は母に引き続き1年以上遺棄されている児童
- 6 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条第1項の規定による命令を受けた児童
- 7 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- 8 母が婚姻によらないで出産した児童
- 9 父母ともに不明である児童

次のような場合は手当は支給されません。

●父又は母が・・・

- ・婚姻しているとき。（この婚姻には、婚姻の届出をしていないが生活を共にしているなどの事実上の婚姻関係にある場合も含みます。異性と同居している場合は事実上の婚姻関係とみなされる場合があります。）

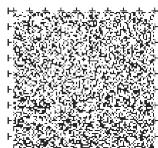
●児童が・・・

- ・児童福祉施設などに入所したり、里親に委託されたとき。
(児童養護施設・障害児施設等)

※支給要件に該当してから5年を経過した日が、平成15年4月1日以前の方は、時効により手当の請求ができません。(父子家庭を除きます。)

～ 公的年金と児童扶養手当の差額を受給できるようになりました ～

児童扶養手当法の改正により、公的年金等（遺族年金、障害年金、老齢年金など）と児童扶養手当との併給制限が見直され、平成26年12月1日から、公的年金給付等の額が児童扶養手当の額よりも低い場合には、その差額分の児童扶養手当が支給されるようになりました。また、令和3年3月から、障害基礎年金等の子の加算部分の額が児童扶養手当の額よりも低い場合には、その差額分の児童扶養手当が支給されるようになりました。



手当の額はどのくらいですか？ 令和6(2024)年4月～

区分	全部支給	一部支給
対象児童が1人のとき	月額45,500円	月額45,490円～10,740円の範囲
対象児童が2人のとき	月額56,250円	月額56,230円～16,120円の範囲
対象児童が3人以上のとき	3人目から児童1人増すごとに 月額6,450円ずつ加算	3人目から児童1人増すごとに 月額6,440円～3,230円ずつ加算

※一部支給の額は、請求者及び同居している扶養義務者等の所得に応じて変わります。

※手当額は物価の動向により改定となる場合があります。

所得の制限はありますか？

請求書及び扶養義務者等の前年若しくは前々年の所得に応じ、手当の支給区分（全部支給、一部支給、全部支給停止）が決まります。

●所得制限限度額表（令和5年11月分～令和6年10月分）

扶養の親族等の数	令和4年分所得			
	請求者（本人）			扶養義務者配偶者孤児等の養育者
	全部支給	一部支給	全部支給停止	全部支給停止
0人	490,000円未満	490,000円～1,920,000円未満	1,920,000円以上	2,360,000円以上
1人	870,000円未満	870,000円～2,300,000円未満	2,300,000円以上	2,740,000円以上
2人	1,250,000円未満	1,250,000円～2,680,000円未満	2,680,000円以上	3,120,000円以上
3人	1,630,000円未満	1,630,000円～3,060,000円未満	3,060,000円以上	3,500,000円以上
4人以上	以下380,000円ずつ加算	以下380,000円ずつ加算	以下380,000円ずつ加算	以下380,000円ずつ加算

令和6年11月分以降の手当は、令和5年分の所得に応じて支給区分が決まります。

※所得税法上に規定する老人扶養親族、同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）、特定扶養親族及び16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族がある場合は次の額を上記限度額に加算します。

請求者本人の場合

老人扶養親族、同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）1人につき100,000円、特定扶養親族及び16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族1人につき150,000円

扶養義務者、孤児等の養育者、配偶者の場合

老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）60,000円

※請求者が母又は父の場合は、児童の父又は母から受け取った養育費の8割の額が所得に算入されます。

※所得制限限度額は改定されることがあります。

●所得の計算方法

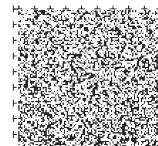
所得二年間収入金額－必要経費（給与所得控除額）一下記の諸控除

十年間養育費総額の8割の額

おもな諸控除の額

寡婦控除・・・・・・・27万円
※請求者が母の場合は控除しない
ひとり親控除・・・・・・・35万円
※請求者が母又は父の場合は控除しない
障害者控除・・・・・・・27万円

特別障害者控除・・・・40万円
勤労学生控除・・・・27万円
配偶者特別控除・医療費控除等
・・・・住民税で控除された額
社会・生命保険料相当額
・・・・（一律）8万円



手当を受けるには、どのような手続きをするのですか？

お住まいの市役所または町役場で請求の手続きをしてください。市にお住まいの方は市長、町にお住まいの方は県知事の認定を受けることにより支給されます。

手当はどのように支給されるのですか？

手当は、認定請求した日の属する月の翌月分から支給され、5月、7月、9月、11月、1月、3月（原則として各月とも11日）の6回、支払月の前月までの分が、指定した金融機関の口座へ振込まれます。

請求の手続きや、この手当について詳しくお知りになりたい方は、お住まいの市町児童福祉担当課、健康福祉センター又は栃木県庁こども政策課（電話028-623-3067）までお問い合わせください。

支 給 機 閣	電 話 番 号	管 轄 区 域
県東健康福祉センター	0285-82-2139	益子町、茂木町、市貝町、芳賀町
県南健康福祉センター	0285-21-2294	上三川町、壬生町、野木町
県北健康福祉センター	0287-23-2172	塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町

●一部支給停止措置

父又は母に対する手当は、支給開始月（全部支給停止を含む。）の初日から起算して5年又は手当の支給要件に該当するに至った月の初日から起算して7年を経過したとき（3歳未満の児童を監護している場合は、当該児童が3歳に達した月の翌月の初日から起算して5年を経過したとき）一部支給停止になる場合があります。なお、就業・求職活動を行うなど政令で定める要件を満たす場合に、所定の届け出を行えば、一部支給停止にはなりません。

※支給要件に該当するに至った日 → 離婚日など

現在、栃木県では、ひとり親家庭の自立に向けた様々な施策を展開しています。子育てのこと、仕事のこと、養育費の確保に関することなど、悩みやわからないことがあれば、市福祉事務所及び健康福祉センターにいる母子・父子自立支援員にお気軽にご相談ください。（個人の秘密は厳守いたします。）

